

マイナンバー制度における情報連携の「試行運用」実施にあたり、申請書へ個人番号（マイナンバー）等の記載及び「個人番号（マイナンバー）確認書類の提示」のご協力をお願いします。

・本年度中に情報連携の「本格運用」を開始し、一部の添付書類（課税証明書、医療保険の資格情報が確認できる資料）の提出が省略可能となる予定ですが、マイナンバー制度による情報連携の「試行運用中」となりますので、下記(1)、(2)に沿って手続きいただくとともに、引き続き従来と同様の添付書類の提出をお願いします。

・「試行運用期間」においては、マイナンバーを用いた情報連携による事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理の結果について、確認・検証を行います。



(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（新規・更新）（様式1）へ以下の①～④を記載

- ① 申請書（表）に申請者の個人番号（マイナンバー）
- ② 申請書（表）の「情報連携する」欄にチェック
- ③ 「70歳以上で所得区分が一般の方」の場合には、「世帯員調査書」に申請者及び住民票上の世帯員に係る情報
- ④ ③の対象者に係る「地方税関係情報の照会に係る同意署名欄」への署名
(※ 同意する者自らが署名を行う) (15歳以下は代筆可能)

(2) 個人番号（マイナンバー）確認書類及び身元確認書類を提示

※ 世帯員の個人番号（マイナンバー）については、窓口で番号の確認を行いませんので、記載にあたってはお間違いのないようご注意ください。

裏面の表で必要な書類を確認のうえ、申請の手続きを行ってください。

個人番号（マイナンバー）の確認書類チェックリスト

申請者本人が手続きする場合 ※郵送の場合は①②のコピーを同封してください。

①	申請者本人の個人番号 確認書類（いずれか1点）	☐	・個人番号カード（顔写真付） ・個人番号通知カード（記載事項に変更がない場合のみ） ※個人番号通知書は確認書類とはなりません。	・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	申請者本人の 身元確認書類 （アからウの いずれか）	ア ☐	・個人番号カード（顔写真付）	
		イ 1点 顔写真付 ☐	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書	・パスポート ・療育手帳 ・在留カード ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 等
		ウ 2点 ☐	・介護保険被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・印鑑登録証明書 ・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証	・年金手帳 ・納税証明書 ・源泉徴収票 ・住民票 ・公的医療保険の被保険者証 ・市町村民税課税（非課税）証明書 ・肝炎治療受給者証 等

申請者の代理人が手続きする場合 ※郵送の場合②は原本、①③はコピーを同封してください。

①	申請者本人の個人番号 確認書類（いずれか1点）	☐	・個人番号カード（顔写真付） ・個人番号通知カード（記載事項に変更がない場合のみ） ※個人番号通知書は確認書類とはなりません。	・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
②	代理権確認書類 （委任状等）いずれか1点	☐	【任意代理人】（申請者の家族、ケアマネージャー等が来庁する場合） ・個人番号の提供に関する委任状 【法定代理人】 申請者が未成年の場合の親権者、申請者の成年後見人 ・家庭裁判所の選任通知	・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票（続柄記載）等
③	代理人の 身元確認書類 （エ、オの いずれか）	エ 1点 顔写真付 ☐	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書	・パスポート ・療育手帳 ・在留カード ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 等
		オ 2点 ☐	・介護保険被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・印鑑登録証明書	・年金手帳 ・納税証明書 ・源泉徴収票 ・住民票 ・公的医療保険の被保険者証 ・市町村民税課税（非課税）証明書 等

【患者本人が18歳未満の場合】

申請者は保護者となります。したがって申請者である保護者が来庁する場合、委任状は不要です。

ただし、申請者と異なる保護者が来庁する場合（例：申請者が父で来庁者が母の場合）は委任状が必要

※ DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、マイナンバー制度における情報連携の実施時に、所在地の特定につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、保健所窓口へお申し出ください。